

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康増進事業関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊岡市は、健康増進事業関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

兵庫県豊岡市長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	健康増進事業関係事務	
②事務の概要	健康増進法の規定に基づき次の事務を行う。 健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業 ・健康手帳の交付 ・健康教育 ・健康相談 ・機能訓練 ・訪問指導 健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業 ・歯周疾患検診 ・骨粗鬆症検診 ・肝炎ウイルス検診 ・特定健康診査非対象者に対する健康診査 ・特定健康診査非対象者に対する保健指導 ・がん検診	
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	
2. 特定個人情報ファイル名		
健康管理情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表101の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第五号) ・第54条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部健康増進課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 総務部 総務課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒668-0046 豊岡市立野町12番12号 豊岡市役所 健康福祉部 健康増進課	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月4日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月4日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在する場合もあるが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	人事異動の際には利用システムの権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底しているため、当該リスクに対する対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I－5 評価実施機関における担当部署	〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 健康福祉部健康増進課	〒668-0046 豊岡市立野町12番12号 豊岡市役所 健康福祉部健康増進課	事後	
令和1年6月25日	I－8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	②所属長 課長 久保川 伸幸	②所属長の役職名 課長	事後	
令和1年6月25日	IV－1 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月25日	IV－2 特定個人情報の入手		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV－3 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け～		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV－3 特定個人情報の使用権限のない者～		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		○委託しない	事後	
令和1年6月25日	IV－5 特定個人情報の提供・移転		○提供・移転しない	事後	
令和1年6月25日	IV－6 情報提供ネットワークシステムとの接続		○接続しない(入手)、○接続しない(提供)	事後	
令和1年6月25日	IV－7 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV－8 監査		○自己点検	事後	
令和1年6月25日	IV－9 従業員に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	
令和2年3月23日	公表日	2019/6/28	2020/3/27	事前	再実施
令和2年3月23日	II－1	2019/4/1	2020/2/29	事前	再実施
令和2年3月23日	II－2	2019/4/1	2020/2/29	事前	再実施
令和7年3月4日	I－3.	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の76の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第五号) ・別表第一省令第54条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表101の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第五号) ・第54条	事前	新様式へ変更
令和7年3月4日	II－1.	令和4年4月5日時点	令和7年3月4日時点	事前	新様式へ変更
令和7年3月4日	II－2.	令和4年4月5日時点	令和7年3月4日時点	事前	新様式へ変更
令和7年3月4日	公表日	令和2年3月27日	令和7年3月14日	事前	新様式へ変更
令和7年3月4日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在する場合もあるが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	新様式へ変更
令和7年3月4日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		人事異動の際には利用システムの権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底しているため、当該リスクに対する対策は十分であると考えられる。	事前	新様式へ変更